

(地Ⅲ 3 6)

平成 21年5月11日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

内田 健夫

### 「食中毒を疑ったときには」リーフレットの送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬食品局食品安全部において、食中毒症状を疑ったときに保健所への届出の流れなどについて示した、医師、医療機関向けのリーフレットが作成されました。食中毒の届出は、確定診断だけではなく、「疑い」の場合も医師はただちに保健所へ届け出る必要があることから、今般、本会と全国保健所長会の連名により関係機関へ周知する運びとなりました。

つきましては、貴会宛に100部お送りいたしますので、ご査収のうえご活用のほどよろしくお願ひ申し上げます。

追って、本リーフレットは、日医雑誌6月号に同封し、日医全会員に配布する予定としておりますので、貴会におかれましてもご承知のほどよろしくお願ひ申し上げます。

# 食べて命を



まずは保健所に  
電話してください

# 足つたときには

## 食中毒発病までの時間・症状などの一覧表

病原物質名 (微生物や化学物質など)	主な感染経路等	発病までの時間	主な症状
シアノン化合物	工業用用途(マッキなど)、化学繊維の燃焼でガスが発生	数秒～1分程度	失神、痙攣、呼吸困難
有機リン	農業・衛生剤・除草剤など	数分	痙攣、嘔吐、失禁、嘔吐
トリカブト	薬用の花・葉・根など	数十分	嘔吐、下痢、呼吸困難
貝毒	二枚貝(ホタテガイ・ムラサキガイ・アサリ・カキ)など	30分から数時間	嘔吐は1～5時間、下痢は8～15時間 嘔吐は黄色・褐色・深緑色の中毒に類似 下痢型はカルシウム中毒中毒に類似
セラウス菌	肉類・スーパー類・焼き飯・パン・ラフなど中途半端な加熱料理など	嘔吐は1～5時間(平均時間) 下痢は8～15時間	嘔吐、嘔吐、腹痛(下痢)
黄色アドワ球菌	常在菌・化膿した手などによる調理	1～5時間(平均時間)	嘔吐、嘔吐、腹痛(下痢)
フク毒	ふぐの肝臓・卵巣など	5分～45分	嘔吐、しづれ、麻痺(呼吸筋など)
リストリア	乳製品・肉加工品など	数時間～ 概ね3週間と長い	発熱、頭痛、悪寒、嘔吐
ウエルシュ菌	多種多様の飲込み料理(カレー、煮魚、庭のつけ汁、野菜汁付けなど)	8～12時間	下痢、腹痛(通常は経血で1日で回復)
ボツリヌス菌	市販・瓶詰・真空パック食品、レトルト加工食品など	8～35時間	めまい、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢 呼吸困難、乳児では嘔吐
サルモネラ属菌	豚・せんはその加工品・食肉(牛・豚・鶏・鶏肉)、魚介類加工品(魚介類(魚肉・鰹・鰯)、魚子・魚介類加工品)など	8～48時間 (通常に約2週間)	発熱、腹痛、下痢、嘔吐、発熱、突然
腸炎ビブリオ	その二次汚染など	平均12時間	腹痛、嘔吐、下痢、嘔気、発熱、嘔吐、突然
興原性大腸菌 (下痢原性大腸菌)	牛肉の加工品(牛ヒレ・牛ロース・牛ハラミ)、牛の骨盤液(骨盤液など) ステーキ、牛乳など、牛の骨盤液(骨盤液など)、牛の骨盤液(骨盤液など)	12～72時間 (通常に約2週間)	下痢(直性を含む)、腹痛、発熱、嘔吐
ノロウイルス	貝類(二枚貝)、調理による 食品の污染(二枚貝污染)	24～48時間	嘔気、嘔吐、激しい下痢、腹痛、嘔吐
カンピロバクター	食肉(腸吸いへ生いへー事の生食など)、飲料水、生野菜、牛乳など	平均2～3日と長い	腹痛、嘔吐、発熱、嘔吐、肛門周囲
エルシニア	魚肉、サンマチ、野菜・ソース、糞便など	平均2～5日と長い	腹痛、下痢、発熱、その他虫垂炎様 症状など多様な症状
キノコ毒	ツキヨタケ・クサウラベニケケ、カキシメジなど	毒性の種類により 異なる	嘔吐、腹痛、下痢、嘔吐、発熱

●主な原因菌や原因物質を示す括弧内。  
●本表は日本農林規格を基準としたもので、実際の状況は有所りするところがあります。

●大阪府中央11番(3668番地)TEL:072-756-0923

●福岡市中央10番(3656番地)TEL:093-451-9490

●平成21年4月から厚生労働省監視食品安全監修制度が実施される上でも、販売して供給を因し、医療機関が登録された一部の

方からの監視措置が行われる旨の告白 URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-iryou/iryou-shinsen/iryou-shinsen.html>

●飲食店や保健所の電話番号などの連絡先

会員会  
厚生本保健所長  
厚日全

～医師・医療機関向け～

平成21年3月

# 食中毒届出の流れ



## 原因特定

- 原因施設の特定
- 原因食品の特定
- 病因物質の特定

- 患者から聞き取り調査
- 他の患者等の調査  
(報告のあつた医師に連絡する場合があります。)

STEP  
四



## 対策

- 営業禁止や停止
- 原因食品の回収
- 施設の衛生指導など



STEP  
五

## 保健所の職員が調査

STEP  
六

- ※1 保健所は地域により「○○保健福祉センター」という名称になっています。
- 医師の氏名、医療機関名(住所)
  - 患者の氏名、住所、年齢
  - 食中毒の原因(疑いも含む)
  - 発病年月日、時刻
  - 診断年月日、時刻

STEP  
七

## 食品衛生法

※2

第58条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者(以下「食中毒患者等」という。)を診断し、又はその死体を検査した医師は、直ちに「最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。(関係条文 第73条)

食中毒患者等届出表  
(はがき式)

1 病名	5 患者等氏名
2 発病年月日時	6 生年月日 年 月 日 ( 歳)
3 診断(検査)	7 患者等所在地
4 診断方法 イ 酒精検査(酒型) ロ 血清検査 ハ 臨床検査 ニ その他	8 備考 医師住所 (施設名・所在地) 医師 氏名印

◎STEP1に関して以下の様式を提出してもらいます。